指名停止措置の概要

社名

1. 指名停止措置業者名: 株式会社KADOKAWA

法人番号: 2010001163289

住 所: 東京都千代田区富士見2丁目13番3号

2. 指名停止措置期間: ①別表第2 3イ 令和4年10月28日から令和5年1月27日まで(3ヵ月)

②別表第2 4イ 令和4年10月28日から令和5年1月27日まで(3ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲: ① 本院及び関東地方測量部管内

② 関東地方測量部管内を除く全国

4. 事実概要:

株式会社KADOKAWA の代表役員等(取締役会長)及び一般役員等(元専務執行役員)は、令和元年9月~令和3年1月にかけて、令和3年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるスポンサー選定などで有利な取り計らいを受けるために、当時の大会組織委員会理事らに組織委員会側に対する働きかけを依頼し、その謝礼として約6,900万円を渡したとして、元専務執行役員が令和4年9月6日、取締役会長が14日に贈賄容疑で東京地方検察庁特別捜査部に逮捕された。

5. 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者である株式会社KADOKAWAの上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第3号イ及び第4号イ(贈賄)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措置要領	期間
1~2 略	略
(贈賄)	
3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該部局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った 日から
イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	3ヵ月以上9ヵ月以内 2ヵ月以上6ヶ月以内 1ヵ月以上3ヶ月以内
4 次のイ又は口に掲げる者が当該部局の所管する区域外の他 の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、 又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った 日から
イ 代表役員等 ロ 一般役員等	3ヵ月以上9ヵ月以内 1ヵ月以上3ヶ月以内
5~16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番 国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 大橋 秀己 電話 029-864-4385 (直通) 総務部契約管理官 野本英樹電話 029-864-6870 (直通)

指名停止措置の概要

社名

1. 指名停止措置業者名: 株式会社大広

法人番号: 3120001056530

住 所: 大阪府大阪市北区中之島2丁目2番7号

2. 指名停止措置期間: ①別表第2 3口 令和4年10月28日から令和4年12月27日まで(2ヵ月)

②別表第2 4口 令和4年10月28日から令和4年11月27日まで(1ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲: ① 本院及び関東地方測量部管内

② 関東地方測量部管内を除く全国

4. 事実概要:

株式会社大広の一般役員等(執行役員)は、令和元年9月~令和4年2月にかけて、令和3年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における大会スポンサーの契約業務などを担当する販売協力代理店に選定されるよう、当時の大会組織委員会理事らに組織委員会のマーケティング専任代理店側に対する働きかけを依頼し、その謝礼として約600万円を渡したとして、令和4年9月27日、贈賄容疑で東京地方検察庁特別捜査部に逮捕された。

5. 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者である株式会社大広の上記案件に係る行為は、「国土交通 省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け 国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要 領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第3号ロ及び第4号ロ(贈賄)に該当 するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措置要領	期間
1~2 略	略
(贈賄)	
3次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該部局の所管する区域内	逮捕又は公訴を知った日
の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	から
イ 代表役員等	3ヵ月以上9ヵ月以内
口 一般役員等	2ヵ月以上6ヶ月以内
ハ 使用人	1ヵ月以上3ヶ月以内
4 次のイ又は口に掲げる者が当該部局の所管する区域外の他	逮捕又は公訴を知った日
の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、	から
又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
イ 代表役員等	3ヵ月以上9ヵ月以内
口 一般役員等	1ヵ月以上3ヶ月以内
5~16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番

国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 大橋秀己電話 029-864-4385 (直通) 総務部契約管理官 野本英樹電話 029-864-6870 (直通)